

第八章 証人及び参考人

第一節 証人

二五四 証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人の出頭を求めるには、委員会において、証人の氏名、証言を求める事項及び出頭を求める日時を決定し、委員長からこれらを記載した証人出頭要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に出頭を求める。

なお、議長から証人に出頭を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて出頭しない場合の罰則について記載する。

二五五 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、証人出頭要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため議院外の指定する場所に証人の出頭を求めるには、委員会において、証人の氏名、証言を求める事項、出頭を求める日時及び出頭を求める場所を決定し、委員長からこれらを記載した証人出頭要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に出頭を求める。この場合において、委員会は二人以上の委員を派遣する。

なお、議長から証人に出頭を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて出頭しない場合の罰則について記載する。

参照 二五七号、二六一号、二七八号

二五六 証人の現在場所において証言を求めるには、証人証言要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人の現在場所において証言を求めるには、委員会において、証人の氏名、

証言を求める事項、証言を求める日時及び証言を求める場所を決定し、委員長からこれらを記載した証人証言要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に証言を求める。この場合において、委員会は二人以上の委員を派遣する。

なお、議長から証人に証言を求める文書には、日時、場所及び証言を求める事項のほか、正当の理由がなくて証言の要求を拒んだ場合の罰則について記載する。

参照 二五七号、二六二号、二七八号

二五七 証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求め

るには、出頭又は証言すべき日の五日前までに通知する

証人の出頭を求め又は証人の現在場所において証言を求めるには、出頭又は証言すべき日の五日前（外国にある者については十日前）までに、議長から証人に対してその旨を通知する。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでない。

なお、特別の事情がある場合において証人の同意を得て、五日前より短い期間内に通知した次のような例がある。

第二百二十五回国会予算委員会（平成四年十二月三日）において、平成四年度一般会計補正予算外二件の審査に関し、東京佐川問題について、竹下登君の同意を得て、同月七日に同君を証人として出頭を求めることを決定し、四日前の同月三日に議長から同君に対して証人として出頭を求める旨を通知した。

参照 二五四号—二五六号

二五八 証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる。

証人は、委員長の許可を得て補佐人を選任することができる。
なお、補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

二五九 外国人が証人として出頭し証言した例

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会（昭和五十一年六月九日）において、

ロッキード問題に関する件の調査に当たり、在日中の米国人シグ・片山君は、同委員会の求めにより、証人として出頭し証言した。

なお、同証人の出頭を求めるに当たり、委員長から同月一日文書をもって外務大臣に対し、米国防府の了承を求めるよう依頼し、翌二日外務大臣から委員長に対し、米国防府より異議はないと回答があった旨の通知があった。

参照 三〇二号

二六〇 連合審査会に証人が出頭した例

第七十八回国会閉会後の法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会（昭和五十一年十一月十二日）において、三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査に当たり、鬼頭史郎君は両委員会の求めにより、証人として出頭した。

なお、同君は、証人の宣誓を拒み、証言しなかった。

参照 二四四号、二七二号

二六一 議院外の指定する場所に証人の出頭を求めた例

第四百十回国会予算委員会（平成九年三月十二日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について、委員を派遣し、勾留中の友部百男君を証人として、議院外の指定する場所に出頭を求めることを決定し、同月二十一日、同証人から議院外の指定する場所において証言を求めた。

参照 一五五号

二六二 証人の現在場所において証言を求めた例

第二百二十五回国会予算委員会（平成四年十二月三日）において、平成四年度補正予算三案に関し、東京佐川問題について、委員を派遣し、勾留中の渡邊廣康君を証人として、その現在場所において証言を求めることを決定し、同月八日、同証人からその現在場所において証言を求めた。

第四百十回国会予算委員会（平成九年三月十二日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について、委員を派遣し、勾留中の友部達夫君を証人として、その現在場所

において証言を求めることを決定し、同月二十一日、同証人からその現在場所において証言を求めた。

参照 一五六号

二六三 委員長は、証人に対し、宣誓又は証言を拒むことができる場合を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する

証人の証言を求めるに当たっては、証人の宣誓に先立って、委員長から証人に対し、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第四条の規定に該当する場合に限りその事由を示して宣誓又は証言を拒むことができる旨を告げ、かつ、正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだとき及び虚偽の陳述をしたときの罰則を警告する。

二六四 証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音は、委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り許可する

証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長が、証人の意見を聴いた上で、委員会に諮り、許可する。

なお、証人は、意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しない。

参照 一七六号

二六五 証人の宣誓は、起立して行う

証人の宣誓は、総員起立の下にこれを行う。

証人は、宣誓書を朗読し、これに署名捺印する。

(注) 第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年六月九日)に証人として出頭した米国人シグ・片山君は、英文の宣誓書を朗読し、これに署名した。

二六六 数人の証人から証言を求める方法に関する例

委員会において同一事項につき数人の証人から証言を求める場合には、各証人別にこれを求めた例が多いが、数人の証人を同席させて証言を求めた例も少なくない。

二六七 証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例

第七十七回国会閉会後のロッキード問題に関する調査特別委員会理事会（昭和五十一年六月七日）において、同月九日の委員会におけるロッキード問題に関する件の調査についての証人シグ・片山君に対する尋問時間（証言及び通訳時間を含む。）を次のとおり委員長及び各会派に割り当てた。

委員長	二〇分
自由民主党	四〇分
日本社会党	六〇分
公明党	四〇分

日本共産党

四〇分

民社党

三〇分

第二院クラブ

二〇分

以後同例がある。

二六八 議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を

委員会会議録に掲載するのを例とする

議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を作成し、これを委員会会議録に掲載するのを例とする。

参照 二五五号、二五六号

二六九 証人が出頭しなかった場合の措置に関する例

(一) 正当の理由があると認められた例

第四回国会法務委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち昭和電工事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた元法務庁検務局長國宗榮君が病氣の理由で出頭しなかったため、委員長伊藤修君は「相当の理由がありますからこれは本人の欠席届を承認することにいたしましたと思います。」と告げたところ、別段の異議がなかった。以後同例がある。

(二) 証人の診察に当たった医師を証人として喚問した例

第七回国会法務委員会（昭和二十五年四月六日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち五井産業事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた伊藤鑛壽君が医師和田伴彦君の診断書（四月四日付）を提出して出頭しなかったため、伊藤鑛壽君の病状を調査するため、翌七日の委員会に同君の診察に当たっていた医師千葉淑夫君に証人として出頭を求め、その証言を聴取した。

なお、委員会はその結果に基づき、同月十日に再度証人として伊藤鑛壽君の出頭を求め、その証言

を聴取した。

その他同例がある。

(三) 委員を派遣し証人の所在において調査を行った例

第四回国会閉会後の法務委員会（昭和二十四年一月十一日）において、檢察及び裁判の運営等に関する調査のうち昭和電工事件に関する件の調査のため、証人として出頭を求めていた小林峯子君外一名が診断書を提出して出頭しなかつたので、委員長伊藤修君は「供述に堪えない程度ではないらしいですから明日進行上臨床尋問をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。」と諮つたところ、委員会はこれを可決した。よつて翌十二日委員会は、委員長伊藤修君、理事岡部常君、委員大野幸一君、齋武雄君、遠山丙市君及び松村眞一郎君を派遣し、両君に対しその所在において調査を行った。

その他同例がある。

(注) 第百十三回国会において議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正（昭和六十三年法律第八十九号）が行われる前は、証人として出頭すべき旨の要求をする場合において出頭すべき日の五日前までに証人に対してその旨を通知するものとする等の制限はなかつた。

二七〇 証人として書類の提出を求めるには、書類提出要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため証人として書類の提出を求めるには、委員会において、証人の氏名、提出を求める書類及び提出期限を決定し、委員長からこれらを記載した書類提出要求書を議長に提出し、議長は文書をもって証人に書類の提出を求める。

なお、議長から証人に書類の提出を求める文書には、提出を求める書類、提出先及び提出期限のほか、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第四条の規定に該当する場合に限りその事由を示して書類の提出を拒むことができる旨及び正当の理由がなくて要求された書類を提出しない場合の罰則について記載する。

参照 二七一号、二八二号

二七一 証人として書類の提出を求めた例

第百三十二回国会予算委員会（平成七年三月十六日）において、予算の執行状況に関する調査のうち、

東京共同銀行問題について、大蔵大臣武村正義君、東京都知事鈴木俊一君及び東京協和信用組合理事長・安全信用組合理事長野口寿康君に対し、証人として書類の提出を求めた。

第百三十六回国会予算委員会（平成八年四月十二日）において、平成八年度総予算に関し、住宅金融専門会社問題について、大蔵大臣久保亘君、日本住宅金融株式会社代表取締役社長丹羽進君、株式会社住宅ローンサービス代表取締役社長井上時男君、株式会社住総取締役社長山本弘君、総合住金株式会社代表取締役社長大槻章雄君、第一住宅金融株式会社取締役社長山仲靖朗君、地銀生保住宅ローン株式会社代表取締役社長坂齊春彦君及び日本ハウジングローン株式会社代表取締役會田稜三君に対し、証人として書類の提出を求めた。

参照 二七〇号

二七二 証人を告発した例

第七十八回国会閉会後の法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会（昭和五十一年十一月十二日）において、証人鬼頭史郎君は、自己が刑事訴追を受けるおそれがあるとして宣誓を拒み、その理由を疎明した。

法務委員会及びロッキード問題に関する調査特別委員会は、それぞれ同日の委員会において、証人鬼頭史郎君は正当の理由がなくて宣誓を拒んだものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、法務委員長田代富士男君及びロッキード問題に関する調査特別委員長大谷藤之助君は、連名で翌十三日最高検察庁に告発した。

第八十七回国会予算委員会（昭和五十四年三月十九日及び三十一日）において、証人海部八郎君は、昭和五十四年度総予算に関し、外国航空機購入予算問題について、宣誓の上、証言した。

予算委員会は、四月二日の委員会において、証人海部八郎君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、予算委員長町村金五君は、同月四日最高検察庁に告発した。第三百三十六回国会予算委員会（平成八年五月一日）において、証人佐佐木吉之助君は、平成八年度総予算に関し、住宅金融専門会社問題について、宣誓の上、証言した。

予算委員会は、六月十八日の委員会において、証人佐佐木吉之助君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、予算委員長井上裕君は、同日最高検察庁に告発した。

第百六十八回国会外交防衛委員会（平成十九年十一月十五日）において、証人守屋武昌君は、外交、防衛等に関する調査に関し、防衛省問題について、宣誓の上、証言した。

外交防衛委員会は、平成二十年一月十五日の委員会において、証人守屋武昌君の証言のうちに偽証の疑いが極めて濃厚なものがあると認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八条の規定により同証人を告発することに決定した。よって、外交防衛委員長北澤俊美君は、同日最高検察庁に告発した。

第二節 参考人

二七三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する

案件の審査又は調査のため参考人の出席を求めるには、委員会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、委員長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

なお、国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律第一条ただし書第三号の規定に基づき両議院の議長が協議して定める法人（地方公共団体を除く。）の役職員を参考人として出席を求めめるには、委員会においてその旨の決定を行い、議長を経ずに委員長から直接これを行うのを例とする。

参照 三三四号

二七四 外国人が参考人として出席し意見を述べた例

第十三回国会電気通信委員会（昭和二十七年五月三十日）において、日本電信電話公社法案外一件の審査に当たり、R・C・A通信社駐日代表チャールス・B・ジェニングス君及び在日中のマツケイ無線電信会社副社長、ジェームス・T・チャタトン君は参考人として出席し意見を述べた。以後同例がある。

第十九回国会厚生委員会（昭和二十九年四月十五日）において、社会保障制度に関する調査に当たり、人口問題と受胎調節について、在日中の国際家族計画連盟会長マーガレット・サンガー君は参考人として出席し意見を述べた。

その他同例がある。

第九十八回国会商工委員会、外務委員会、農林水産委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会（昭和五十八年二月二十三日）において、国際経済摩擦に関する件の調査に当たり、在日米国商工会議所会頭ローレンス・F・スノーデン君及び在日E C企業間運営委員会委員長ロバート・アペル・ドーン君は、参考人として出席し意見を述べた。

第百二回国会外交・総合安全保障に関する調査特別委員会国際経済問題小委員会（昭和六十年三月十五日）において、経済摩擦に関する件の調査に当たり、在日米国商工会議所会頭ハーバート・F・ハイデイ君及び京都精華大学教授クントン・インタラタイ君は、参考人として出席し意見を述べた。以後同例がある。

参照 二二四号、二四五号、三〇二号

二七五 参考人の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、

委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当

な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

委員会における参考人の発言中に不穏当な言辞があると思われる場合に、委員長が速記録を調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例がある。その例を挙げれば次のとおりである。

第三十八回国会決算委員会（昭和三十六年四月十九日）において、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち真鶴町漁業協同組合並びに真鶴港の港湾埋立てに関する件の調査に当たり、参考人（真鶴町漁業協同組合長）御守嘉一君の発言について、委員長佐藤芳男君は「先刻の御守参考人の発言中、穩当を欠く点があると認められますし、御守参考人からの申し出もありませんので、後刻速記録を調査の上、委員長において適宜処理いたすことにいたしたいと存じます。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

第六十一回国会石炭対策特別委員会（昭和四十四年四月二十三日）において、当面の石炭対策樹立に関する調査のうち新石炭政策に関する件の調査に当たり、参考人（日本石炭協会副会長）貝島

弘人君は、前回の同委員会における参考人（日本石炭協会会長）大槻文平君の発言について「去る十六日、当委員会における大槻参考人の発言中……とございましたが、これは適切を欠き、かつ、事実の思い違いに基づく失言でありました。……大槻参考人にかわりまして……右発言を取り消しますので、委員長におかれまして、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。」と述べたところ、委員長阿具根登君は「後刻速記録を調査の上、適宜処置することにした」と述べたところ、委員長阿具根登君は「後刻速記録を調査の上、適宜処置することにした」と述べたところ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第七十五回国会運輸委員会（昭和五十年一月十七日）において、運輸事情等に関する調査のうちマラッカ海峡における祥和丸座礁事故に関する件の調査に当たり、参考人（太平洋海運株式会社専務取締役）佐野稔君の発言について、参考人（太平洋海運株式会社海務部長）菊田清平君は「先ほどの佐野参考人の発言につきまして、本人の健康上の理由により、思い違いをいたしました、まことに不穏当な発言をいたしましたことを深くおわび申し上げます。……つきましては、先ほどの佐野参考人の発言につきまして、委員長におかれましては、なるべく御処置をお願いしたいと思います。」と述べたところ、委員長宮崎正義君は「菊田参考人のたたいまのお話、了承いたしました。後刻速記録を調査いたしましたして、不適当な点につきましては処置いたしたいと存じます。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

第百八十九回国会総務委員会（平成二十七年六月四日）において、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、参考人（日本放送協会会長） 萩井勝人君の発言について、委員長谷合正明君は「先ほどの萩井参考人の発言中に不穏当と認められる言辞があつたように思われますので、後刻理事会において速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします。」と述べ、調査の結果、不穏当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

（注）発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不穏当な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一二五号、一二五二号、三〇六号

二七六 欠席した参考人が意見を記述した文書を提出した例

第十三回国会文部委員会（昭和二十七年三月七日）において、教育及び文化に関する一般調査に当たり、参考人（評論家） 中島健藏君は出席せず、意見を記述した文書を提出したので、委員長梅原眞隆君は委員会に諮り、これを会議録の末尾に掲載した。

以後同例がある。

第四十六回国会閉会後の建設委員会（昭和三十九年七月三十一日）において、建設事業並びに建設諸計画に関する調査に当たり、参考人（作家）石川達三君は出席せず、意見を記述した文書を提出した。たので、委員長安田敏雄君は委員会に諮り、これを専門員に代読させた。

参照 一二二七号

（規第一八六条）

二七七 分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を

聴取した例

分科会、小委員会又は連合審査会において参考人の意見を聴取した例は少なくない。

(一) 分科会において意見を聴取した例

第五十八回国会予算委員会第三分科会（昭和四十三年四月十二日）において、昭和四十三年度一般会計予算外二件中運輸省所管についての審査に当たり、全日本空輸株式会社代表取締役副社長大庭哲夫君を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。

その他同例がある。

(二) 小委員会において意見を聴取した例

第八回国会閉会後の大蔵委員会金融政策並びに制度に関する小委員会（昭和二十五年九月二日）において、金融政策並びに制度に関する調査のうち貿易金融に関する件の調査に当たり、第一物産株式会社業務部長萬木仙君を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。

以後同例がある。

(三) 連合審査会において意見を聴取した例

第八回国会閉会後の通商産業、地方行政連合委員会（昭和二十五年十月二十五日）において、通商及び産業一般に関する調査のうち自転車競技法に関する件の調査に当たり、自転車振興会連合会理事長小西要君外五名を参考人として出席を求め、その意見を聴取した。

以後同例がある。

参照 一九四号、二二四号、二四五号、二七三号

